

## 基幹相談支援センター設置にともなう準備経過について

社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会 基幹相談支援センター準備室

## 1. 前回全体会（H30.5.23）以降の取組み

## ① 相談支援事業所ヒアリング（区内事業所 10 か所 H30.6.7～7.24）

- ・主に、“各事業所の課題”と“基幹に求めること”についてヒアリング

**（各事業所課題）**

- ・サービス提供事業所の量、質不足
- ・制度のわかりづらさ
- ・収支均衡困難、兼務

**（基幹に求めること）**

- ・サービス等利用計画に対する助言
- ・困難ケース共有
- ・専門員のメンタルケア
- ・散在している、支援やサービス、制度に関する情報収集と提供

## ② 自立支援協議会相談支援部会との連携

（5/17・6/20 課題調整会議 7/3 事業所連絡会 6/20・8/21 高齢障害ネットワーク会議）

- ・資料作成、参加者招集調整、会議当日の進行 への協力
- ・相談支援ガイドライン渋谷版骨子の提案

## ③ 基幹相談支援センター準備連絡会（6/14、7/12、8/9 毎月第2木曜）

- ・上記①、②をふまえ、事業4本柱の具体的な事業内容について協議

## 総合的な相談への対応

## ・困難ケース対応（例示）

- ① 転入等で課題整理がされていないケース
- ② 利用者または介護者の状況から障害福祉サービス導入が必要にもかかわらず拒否しているケース
- ③ 利用している事業所が多数等、関係者、事業所間の密な連携が必要なケース

## 地域の相談支援体制の強化

- ・相談支援事業所担当ケースの協働、後方支援
- ・相談支援ガイドライン作成
- ・事例検討会、スキルアップ研修会開催
- ・各種会議参加（障害関連の課題の情報収集）

## 虐待防止の取組み

- ・虐待通報窓口の設置
- ・障害者虐待防止センター（区設置）の一部業務への関わり（調査同行、会議出席）

## 権利擁護の取組み

- ・成年後見地域連携ネットワーク会議への参加
- ・区内における権利擁護に関する課題集約と課題提起

## 2. 基幹相談支援センター名称（案）について

法律名は、“基幹相談支援センター”だが、わかりやすさと親しみやすさの観点から、名称について検討している。

（案）

- ①基幹相談支援センター
- ②障がい者基幹相談支援センター
- ③障がい者相談サポートセンター
- ④障がい者相談支援センター

## 3. 設置について

受託法人：社会福祉法人 渋谷区社会福祉協議会

設置日：平成31年1月15日

所在地：渋谷区役所新庁舎5階（渋谷区宇田川町1-1）

配置人員（予定）：常勤4名、非常勤2名（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師）